(別紙)新旧対照表

新 旧 構造改革特別区域計画 構造改革特別区域計画 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 1 構造改革特別区域計画 宮崎県小林市 宮崎県小林市 2 構造改革特別区域の名称 2 構造改革特別区域の名称 名水のまち ワイン・どぶろくづくり特区 名水のまち ワインづくり特区 3 構造改革特別区域の範囲 3 構造改革特別区域の範囲 小林市の全域 小林市の全域 4 構造改革特別区域の特性 4 構造改革特別区域の特性 (1) 地勢と気候 (1) 地勢と気候 本市は、南九州の中央部、宮崎、熊本、鹿児島の接点にあり南西部に 本市は、南九州の中央部、宮崎、熊本、鹿児島の接点にあり南西 は霧島屋久国立公園の霧島連山、北部には九州山地の山岳が連なり、総 部には霧島屋久国立公園の霧島連山、北部には九州山地の山岳が連 面積 563.09 平方キロメートル(内国有林面積 300.52 平方キロメートル) なり、緑豊かな森林や高原と湖、豊富な湧水と温泉などの個性的な で、緑豊かな森林や高原が開け、清らかな渓流美を誇る河川とその流域 地域資源を有している。総面積 474.23 平方キロメートル (内国有

鹿児島空港及び宮崎港から1時間圏内にあるなど、交通条件に恵まれた | 鹿児島空港及び宮崎港から1時間圏内にあるなど、交通条件に恵ま

林面積 280.49 平方キロメートル) で、1 級河川の本庄川、2 級河川

九州縦貫道路の整備により、福岡からは3時間以内、宮崎空港、

の辻の堂川が流れており、東西に開けた盆地である。

には優良農地が広がり、ジオサイト(地質遺産)や温泉、湖沼などの個

九州縦貫自動車道の整備により、福岡からは3時間以内、宮崎空港、

性的な地域資源も多数有している。

位置にある。

また、鉄道は、日豊本線に接続する都城と肥薩線に接続する吉松を結 ぶ 61.6km の JR 吉都線が市内を通っており、主に通学の手段として利 | 用されている。

気候は、平均気温が 16℃前後、年降水量は約 2.600 ミリ、年日照時 間 2,000 時間強であり、温暖多雨であるが周りを山で囲まれているため **昼と夜の寒暖差が大きいことから、霧の発生が多い地域である。**

(2) 人口と世帯(平成22年国勢調査)

平成 18 年 3 月 20 日に旧小林市と旧須木村が合併し、新小林市が誕 生した。また平成 22 年 3 月 23 日には旧野尻町と合併し、総人口は 48.270 人、世帯数は 19.576 世帯で年々減少傾向にある。その中で 14 | 誕生した。総人口は 41, 150 人、世帯数は 15, 818 世帯で年々減 歳以下の年少人口が 13.0%、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 56.7%、65 歳以上の高齢者人口は30.3%と少子高齢化が年々進んでい る。

(3) 産業

本市の就業人口(25,006人)は、ほぼ半数が第3次産業に従事して おり、残りの半数を第1次、第2次産業がほぼ同数を占める。

本市は伝統的に農畜産業(1次産業)を中心に発展してきた。米、野 菜などを中心に生産し、南九州の食料供給基地として役割を担うととも|菜、栗等のくだものや和牛、豚などで、九州管内をはじめ、東京、 に、ブドウ、梨、メロン、マンゴー、栗、ゆずなどのくだものや日本一

れた位置にある。

また、鉄道は、日豊本線に接続する都城と肥薩線に接続する吉松 を結ぶ 61.6km の JR 吉都線が市内を通っており、主に通学の手段 として利用されている。

気候は、平均気温が 16 \mathbb{C} 前後、年降水量は約 2.600 ミリ、年日 照時間 2,000 時間強であり、温暖多雨であるが周りを山で囲まれて いるため昼と夜の寒暖差が大きいことから、霧の発生が多い地域で ある。

(2) 人口と世帯(平成17年国勢調査の旧小林市と旧須木村分を 合算)

平成 18 年 3 月 20 日に旧小林市と旧須木村が合併し、新小林市が 少傾向にある。その中で14歳以下の年少人口が14.5%、15歳か ら 64 歳までの生産年齢人口は 58. 9%、65 歳以上の高齢者人口は 26.6%と少子高齢化が年々進んでいる。

(3) 産業

本市の就業人口(20,586人)は、ほぼ半数が第3次産業に従事 しており、残りの半数を第1次、第2次産業がほぼ同数を占める。

農畜産物は、加工大根(漬物)、ゴボウ、さといも、ニラ等の野 大阪市場を中心に販売を行っている。

と好評も高い肉用牛、豚などで、九州管内をはじめ、東京、大阪市場を 中心に販売を行っている。

商業は、郊外への大規模小売店の出店が進んでいる一方、既存の商店 街の空店舗数が増え、商店数は減少傾向にある。

(4) 本市を取り巻く諸情勢と課題

本市は、九州縦貫自動車道の発達により九州管内からの車での利便性 は高く宮崎県の西の玄関口として好条件にあり、景勝地としての自然資|は高く宮崎県の西の玄関口として好条件にあり、景勝地としての自 源は豊富にある。しかしながら観光客の入込みは年々減少の一途をたど|然資源は豊富にある。しかしながら観光客の入込みは年々減少の一 り、何らかの対策を講じる必要がある。

5 構造改革特別区域の計画の意義

(1) 規制の特例措置を活用

本市はぶどうや梨、栗、いちご、メロン、マンゴー、りんごの生産地 として宮崎県内でも有数のくだもの生産地であり、昭和 50 年代からい | 産地として宮崎県内でも有数のくだもの生産地であり、昭和 50 年 ち早く、くだもの狩りを体験する観光農園が開業するなどして、多くの|代からいち早く、くだもの狩りを体験する観光農園が開業するなど 観光客を受け入れてきた。最近では観光客のニーズに対応して、くだも の狩りだけではなく、山菜採りや周辺資源を活かしたイベントなど年間 | を通し、五感で味わう体験型の観光(グリーンツーリズム)にも積極的に 取組んでいる。中でも観光農園や伝統的な一般農家に宿泊(農家民泊) し、農作業をし、食卓を一緒に囲み小林に暮らす農家の生活を体験し交 |流を行う「オンリーワンのおもてなし」、サービスを提供することを観 | もの栽培農家で作る自家製のワインを販売、提供できるようになる 光戦略に位置付け振興を行っている。

商業は、郊外への大規模小売店の出店が進んでいる一方、既存の 商店街の空店舗数が増え、商店数は減少傾向にある。

(4) 本市を取り巻く諸情勢と課題

本市は、九州循環道路の発達により九州管内からの車での利便性 途をたどり、何らかの対策を講じる必要がある。

5 構造改革特別区域の計画の意義

(1) 規制の特例措置を活用

本市はぶどうや梨、栗、いちご、メロン、マンゴー、りんごの生 して、多くの観光客を受け入れてきた。最近では観光客のニーズに 対応して、くだもの狩りだけではなく、山菜採りや周辺資源を活か したイベントなど年間を通し、五感で味わう体験型の観光にも積極 的に取組んでいる。

このような中、本件規制の特例措置を活用することにより、くだ ことは、他にはない本市の地域性を活かした戦略として、さらなる

このような中、本市は全国名水 100 選に選ばれる湧水があり「名水 | 観光客の獲得に繋げていくことができるものである。 のまち」としても全国的に知られている。本件規制の特例措置を活用す ることにより、野菜・果樹農家や稲作農家が自ら生産した農産物で作る 自家製のワイン・濁酒を販売、提供できる。このことにより、良質な水 資源と地域農産物の利用を拡大した酒類の製造場 (ワイナリー等) で果 実酒を製造することになり、地域農産物の生産意欲の向上、積極的な遊 休農地の解消が期待され、農業振興の活性化、新たな特産品の開発、更 なる観光客の集客も期待される。更に、広く市内外のイベントや観光施 設、温泉、宿泊施設等で販売、提供することで地域の特性を最大限活か した6次産業化を図る。

(2) 生産者と消費者との信頼関係の構築

農作物を安心して購入(消費)してもらう上で重要なことは、作り手 側の顔が見えること、即ちトレーサビリティーであるが、直接産地に行 き、生産者とふれあい、生産者や生産工程を理解してから購入(消費) することは、まさに真のトレーサビリティーと言える。このトレーサビ リティーの進化系こそが、生産者が生き残っていく上で重要なひとつの 手法になると言える。

本件規制の特例措置の活用による果実酒・濁酒の提供は、このトレー サビリティーの実現であり、これにより消費者の信頼をえて、本市の農 畜産物全体消費量の増加に繋げていくことができる。

(2) 生産者と消費者との信頼関係の構築

農作物を安心して購入(消費)してもらう上で重要なことは、作 り手側の顔が見えること、即ちトレーサビリティーであるが、直接 産地に行き、生産者とふれあい、生産者や生産工程を理解してから 購入(消費) することは、まさに真のトレーサビリティーと言える。 このトレーサビリティーの進化系こそが、生産者が生き残っていく 上で重要なひとつの手法になると言える。

本件<u>特区</u>の活用による自家製ワインの提供は、このトレーサビリ ティーの実現であり、これにより消費者の信頼を得、本市のくだも の全体の消費量の増加に繋げていくことができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本申請による「特定農業者による特定酒類の製造事業」・「特産酒類の製造事業」により、単なる農畜産物の生産地としてではなく自家製のワイン、濁酒、新たな特産品としての果実酒という特別なものを活用できるようになり、6次産業を活かした農畜産物産地としてのPRに繋げることができる。この6次産業を活かした農畜産物産地としてのPRと、本市の地域性を活かして取組んできた体験型観光との相乗効果により、滞在型観光と交流人口の拡大を図る。

観光客は産地を訪れるので、本市の農畜産物の良さを、直接五感で体験してもらうことができ、本市の農畜産物の更なるブランド化を図ることができる。また、自家製ワイン・濁酒・果実酒を目的に訪れた観光客が、周辺観光地や地元商店街へも足を運ぶよう、特別区域を活用した新たな施策を展開し、本市全体の経済の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的 社会的効果

(1) 新たな特産品としての価値

本市はゆずの生産地でもあり、その皮を用いた「ゆずちっぷす」が首都圏で静かな人気となっている。また本市には、6次産業化の先駆けとして畜産酪農農家が、良質のチーズやハム、ステーキ等を生産販売し、市内外からの好評を得ている。このことは農畜産物に新たな価値を見出した好例のひとつと言える。

6 構造改革特別区域計画の目標

本申請による「特定酒類の製造事業」により、単なるくだもの生産地としてではなく自家製のワインという特別なものを活用できるようになり、くだものの産地としてのPRに繋げることができる。この自家製ワインによるPRと、本市の地域性を活かして取組んできた体験型観光との相乗効果により、滞在型観光と交流人口の拡大を図る。観光客は産地を訪れるので、本市のくだものの良さを直接体験してもらうことができ、本市産くだもののブランド化を図ることができる。また、自家製ワインを目的に訪れた観光客が、周辺観光地や地元商店街へも足を運ぶよう、特区を活用した新たな施策を展開し、本市全体の経済の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経 済的社会的効果

(1) 新たな特産品としての価値

本市はゆずの生産地でもあり、その皮を用いた「ゆずちっぷす」 が首都圏で静かな人気となっている。このことは商品に新たな価値 を見出した好例のひとつと言える。

<u>この度のワイン特区において、加工により今までにはなかったワ</u>インという商品をPRの手段として活用することにより、本市のく

本件申請の特別区域の認定によって、今までにはなかった果実酒・濁しだものの魅力を発信することが出来、生産者自らも特産品としての 酒という商品と既存にある良質のチーズやハム、ステーキ等とタイアッ プし「小林産のワインを飲み、小林産のチーズ(肉)を食する」といっ た全てが地域で生産・加工・販売(消費)される「6次産業化と地産地 消のコラボレーション」が確立できるものである。

本市の農畜産物の魅力を発信することができ、生産者自らも新たな特 産品としての魅力を再発見、再確認することで、生産意欲を高め、農畜 産物・特産品の価値が上がる。

(2) 交流人口の拡大

能本、鹿児島、宮崎の接点にある本市は、立地的には好条件にあるも のの通過型の観光地であることは否めない。これまでも豊かな自然や人 材を活用し、グリーンツーリズム等の体験型観光を積極的に推進してき たが、観光客の増加にはなかなか繋がらないのが現状である。今回の特 別区域の認定を起爆剤に、通過型から目的地型、滞在型への転換を目指 し、その土地でしか味わえない価値を求め訪れる観光客による交流人口 の拡大を図る。

観光客数(目標値)

現在(H23年)	<u>H25年</u>	<u>H28年</u>
753,000人	768,000人	799,000人

(3)経済・産業の活性化

農業面では、本市における農業就業者数は年々減少の一途をたどって

魅力を再発見、再確認することで、生産意欲を高め、商品の価値が 上がる。

(2) 交流人口の拡大

熊本、鹿児島、宮崎の接点にある本市は、立地的には好条件にあ るものの通過型の観光地であることは否めない。これまでも豊かな 自然や人材を活用し、グリーンツーリズム等の体験型観光を積極的 に推進してきたが、観光客の増加にはなかなか繋がらないのが現状 である。今回のワイン特区を起爆剤に、通過型から目的地型、滞在 | 型への転換を目指し、その地でしか味わえない価値を求め訪れる観 光客による交流人口の拡大を図る。

観光客数(目標値)

現在(H19年)	<u>H21年</u>	<u>H25年</u>
714,000人	728,000人	758,000人

(3)農業の活性化

本市における農業就業者数は年々減少の一途をたどっている。本

いる。本事業において、生産者自らが創意工夫をすることにより、独自│事業において、生産者自らが創意工夫をすることにより、独自性を 性を持ったワイン・濁酒作りをとおして、魅力的な農業経営の新たな一|持ったワイン作りをとおして、魅力的な農業経営の新たな一面を見 面を見出すことができる。また、酒類の製造場(ワイナリー等)で果実│出し、生産意欲の向上、ひいては所得の向上が期待できる。 酒を製造することで、地元で生産された果樹を大量に使用する事から地 | 元農産物の消費拡大が図られ生産意欲の向上につながる。

産業面では、酒類の製造場 (ワイナリー等) が整備される事で新たな 雇用の場、体験観光型施設の中枢として、雇用創出、観光客数の増加等 を代表とする全ての市内産業の活性化、所得の向上がなされ小林市全体 の経済効果が期待できる。

果実酒·濁酒製造農家数(目標值).

現在 (H 2 3 年)	<u>H25年</u>	<u>H28年</u>
0人	<u>1人</u>	3人

酒類の製造場(ワイナリー等)の生産量(目標値)

現在(H23年)	<u>H28年</u>	<u>H33年</u>	<u>H38年</u>	最終目標
0キロリットル	2キロリッ	5キロリッ	<u>10 キロリ</u>	20 キロリ
	トル	トル	<u>ットル</u>	ットル

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業 709 (710) 特産酒類の製造事業

(削除)

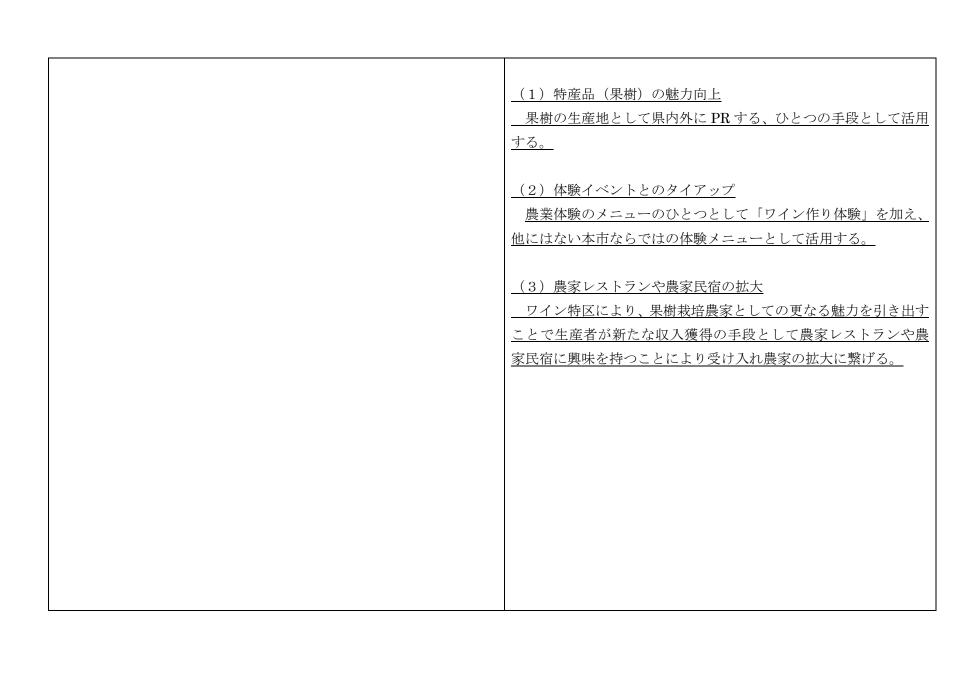
果実酒製造農家数(目標値)

現在(H19年)	<u>H21年</u>	<u>H25年</u>
<u>0人</u>	1人	<u>3人</u>

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しよう とする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の 実施に関し地方公共団体が必要と認める事項



(別紙)

- 1 特定事業の名称707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業
- 2 当該規制の特例措置を受けようとする者 構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に 供する業(旅館・民宿・レストラン・飲食店等)を営む農業者で、米 又は果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で 定めるものに限る)を原料として特定酒類(その他の醸造酒(以下「濁 酒」という。)又は果実酒)を製造しようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
- (1) 事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
- (2) 事業が行われる区域 小林市の全域
- (3) 事業の実施期間 上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
- (4) 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の者が、濁酒・果実酒の提供を通じて地域の活性化

(別紙)

- 特定事業の名称
 707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業
- 2 当該規制の特例措置を受けようとする者 構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲 用に供する業(旅館・民宿・レストラン・飲食店等)を営む農業 者で、自ら生産した果実を原料として果実酒(特定酒類)を製造 しようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始日本特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
- (1) 事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
- (2) 事業が行われる区域 小林市の全域
- (3) 事業の実施期間 上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
- (4) 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の者が、果実酒(特定酒類)の提供を通じて地 域の活性化を図るため果実酒を製造する。

を図るために、濁酒・果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業 者が米又は果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省 令で定めるものに限る)を原料として濁酒・果実酒を製造しようとする 場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免 許を受けることが可能となる。

このことは、本市の農産物の生産地としての魅力を伝えるひとつの手一段として、特に有効であり、生産者の意欲向上にも繋がる。 段として、特に有効であり、生産者の意欲向上にも繋がる。

また、特定酒類製造の取り組みは、小規模ながらも農家の副収入にも | なり、農作業体験をした後、ワイン・濁酒を味わいながら地元食材を食 べ、受け入れ農家とお客様がコミュニケーションをとることは、農業の 良さを伝える絶好の機会であり、地産地消の促進へも波及するものと考 える。

このような取り組みは、農業者だけではなくさまざまな業種に効果を もたらし、地域の活性化にも繋がることからも、当該特例措置の適用が 必要であると考える。

なお、当該特例により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務 者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査 の対象とされる。

市では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うととしまに、特定農業者が特例措置以外の酒税法の規定に違反しないよ もに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行↓う、指導及び支援を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む 農業者が自ら生産した果実(これに準ずるものを含む)を原料とし て果実酒(特定酒類)を製造しようとする場合には、製造免許に係 る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可 能となる。

このことは、本市の果樹生産地としての魅力を伝えるひとつの手

また、特定酒類製造の取り組みは、小規模ながらも農家の副収入 にもなり、農作業体験をした後、ワインを味わいながら地元食材を 食べ、受け入れ農家とお客様がコミュニケーションをとることは、 農業の良さを伝える絶好の機会であり、地産地消の促進へも波及す るものと考える。

このような取り組みは、農業者だけではなくさまざまな業種に効 果をもたらし、地域の活性化にも繋がることからも、当該特例措置 の適用が必要であると考える。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の 納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の 検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとと

う。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、生産された地域の特産物(ぶどう、 梨、いちご、メロン、マンゴー、りんご、ゆず、キュウイフルーツ及 びこれらに準じるものとして財務省令で定めるもの。以下「特産物」 という。)を原料とした果実酒を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

- 4 特定事業の内容
- (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

小林市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原材料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において生産された本市が指定する地域の特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受ける事ができる。

特産酒類をイベントや酒販売店、酒販売可能な物産市で販売する事により、交流人口の増大や地域農産物の利用拡大に資することができる。また、特産酒類を製造する事により遊休農地の有効活用による農地保全、6次産業化による農家の意欲、所得向上、雇用創出、観光客の増加等の様々な業種に効果をもたらし、地域の活性化にも繋がることからも、当該特例措置の適用が必要不可欠であると考える。

なお、当該特例により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義 務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調 査の対象とされる。

市では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとと もに、製造者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。